

2010.06.29 平成 22 年第 2 回定例会（第 4 号） 本文

○議長（札辻輝巳君） ただいまより本日の会議を開きます。

日程第 1、委員会の審査報告を行います。——総務委員会委員長、吉田忠雄君。

○5 番（吉田忠雄君）（登壇） 総務委員会の審査報告を申し上げます。

去る 6 月 23 日の本会議におきまして、総務委員会に付託を受けました条例の一部改正 2 件、財産の取得 1 件の計 3 件の案件につきまして、25 日委員会を開催し、理事者側の出席を求め、慎重審議を行いました。

以下、その審査の概要と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 30 号、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正につきましては、当条例改正は、職員が給与を受けながら、職員団体のための活動等ができる期間を追加するということであるが、詳細について説明してもらいたい。公布が平成 22 年 4 月 1 日からであるが、適用者はいるのかといった意見がありました。

これらに対し、主な改正内容につきましては、労働基準法の改正による「月 60 時間を超える時間外勤務手当の支給割合の引き上げ」にあわせて新設をした「時間外勤務代休時間」の制度の運用に伴い、当条例で職員が給与を受けながら、職員団体のための業務を行い、活動することができる期間として、「時間外勤務代休時間」を充てることができるという条例改正である。月 60 時間を超えた時間外勤務時間が対象となるので、具体的な数字の把握はしていないが、そんなに多くの職員が該当するということではいとのことでありました。

本案につきましては、いずれも全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 31 号、桜井市税条例の一部改正については、特に意見もなく、全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 34 号、財産の取得につきましては、消防団のポンプ自動車は、購入よりかなり年数が経過しているが、更新スケジュールはどのようになっているのか。県下、消防本部の広域化についての進捗状況及び桜井市の今後のスケジュールは、どのようになっているのか。一本化になった場合、消防自動車等は広域消防組織に移管するのかといった意見がありました。

これに対し、消防団のポンプ自動車の更新については、桜井市消防団整備計画に基づき順次行っている。消防本部の広域化については、奈良県消防広域化協議会を平成 21 年 3 月に設立以降、幹事会等を開催し、各分野にわたり協議中である。一本化された場合、消防本部は桜井市から広域消防組織へ移行し、消防団は、桜井市の消防団として残る。そのため、消防本部の車両は広域消防組織へ移管することになるとのことでありました。

本案につきましては、いずれも全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定いたし

ました。

以上、付託を受けました3議案につきまして、審査の概要と結果について申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査報告といたします。

○議長（札辻輝巳君） 以上で委員会の審査報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑は、関係議案を議題としたときに行います。

---